

鹿児島県労働委員会年報

令和5年版
(令和5年1月～12月)



鹿児島県労働委員会

目 次

第 1 章 労働委員会による調整・審査	1
第 1 節 労働争議の調整	1
1 概 況	1
2 調整事件	5
3 労働争議の実情調査	6
4 争議行為予告通知	7
第 2 節 個別労働関係紛争のあっせん	10
1 概 況	10
2 個別労働関係紛争あっせん事件	12
第 3 節 不当労働行為事件の審査	13
1 概 況	13
2 審査事件	16
(1) 令和元年(不)第 1 号事件	16
(2) 令和 5 年(不)第 1 号事件	16
第 4 節 行政訴訟事件	17
第 5 節 再審査事件	17
第 6 節 資格審査	17
1 概 況	17
2 資格審査一覧表	17
3 資格審査取扱状況	18
第 7 節 認定告示	18
第 2 章 労働委員会活性化のための取組（令和 5 年度）	19
I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策	19
1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催	19
2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	20
3 委員による出前講座	22
II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	24
III 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策	25

第1章 労働委員会による調整・審査

第1節 労働争議の調整

1 概況

- (1) 令和5年に係属した調整事件は2件である。
- (2) 調整事件に係る調整区分は、あっせん2件（第2表）で、開始事由は組合からの申請2件である（第3表）。
- (3) 調整事項は、団体交渉促進等2件である（第4表）。
- (4) 業種別では、医療・福祉1件、運輸業・郵便業1件である（第5表）。
- (5) 終結状況としては、解決（あっせん案提示による解決）1件、打切り1件である（第6表）。
- (6) 調整の平均所要日数は、104日である（第7表）。

第1表 令和5年調整事件取扱一覧

事件名 (通番)	調整 区分	組合 員数	申請 区分	調整事項	終結 事由	調 整 経 過		所要 日数	調整 回数	あっせん員
		----- 従業員数				年月日	事 項			
令和5年 (あ)第1号 事件(552)	あっ せん	53 616	労	団体交渉促進（上部団体役員に参加を理由とする団体交渉の拒否）	解決	5. 4.28	あっせん申請 事務局調査 (申請者)	130	2	公:森尾 労:木佐貫 使:濱上
						5.8	あっせん員指名			
						5.17	事務局調査 (被申請者)			
						7.3	第1回あっせん			
						9.1	第2回あっせん			
						9.12	あっせん案受諾 (被申請者)			
						9.14	あっせん案受諾 (申請者)			

事件名 (通番)	調整 区分	組合 員数	申請 区分	調整事項	終結 事由	調 整 経 過		所要 日数	調整 回数	あつせん員
		----- 従業員数				年月日	事 項			
令和5年 (あ)第2号 事件(553)	あつ せん	29	----- 労	賃金を要求 事項とする 団体交渉に おける不誠 実な対応 (財務資料 提出の拒否 等)	打切り	5. 5.17	事務局調査 (申請者(Web))	77	1	公:采女 労:片野坂 使:上野
						6.20	あつせん申請			
						6.21	あつせん員指名			
						7.6	事務局調査 (被申請者(Web))			
		186				9.5	あつせん (Web, 打切り)			

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年
あっせん			1		2
調 停					
仲 裁					
計	0	0	1	0	2

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年
組 合 申 請			1		2
使用 者 申 請					
双 方 申 請					
計	0	0	1	0	2

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

調整事項 \ 年	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年
組合承認・組合活動					
労働協約・効力・解釈履行			1		
賃 金 等	賃 金 増 額				
	一 時 金				
	諸 手 当				
	退 職 一 時 金				
	そ の 他				
計					
給与以外の労働条件					
経 営 人 事	事業所廃止・事業縮小				
	配 置 転 換				
	解 雇				
	そ の 他				
計					
団体交渉促進等					2
そ の 他					
合 計	0	0	1	0	2

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業 食品製造業 印刷・同関連業	化学工業 その他	情報通信業	運輸業・郵便業				卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	その他	計		
					鉄道	道路旅客運送業		道路貨物運送業										水運業	その他
						バス 専門業	ハイヤー・タクシー業												
元年																	0		
2年																	0		
3年									1								1		
4年																	0		
5年									1		1						2		

第6表 調整の終結状況

年 調整 区分 終結 態様	元年			2年			3年			4年			5年			計
	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	
不開始 (規65-2)																
取下げ																
うちあっせん 員指名前																
解 案提示 解決							1						1			2
決 自主 解決																
計							1						1			2
打切り・調停不調													1			1
合計							1						2			3
翌年繰越																

第7表 調整の所要日数

区分	元年	2年	3年	4年	5年
平均	—	—	58	—	104
最長	—	—	58	—	130
最短	—	—	58	—	77

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件

○ 令和5年(あ)第1号事件

- 1 通 番 552号
- 2 申請年月日 令和5年4月28日
- 3 申請者 X組合
- 4 被申請者 社会福祉法人Y
- 5 業 種 医療・福祉
- 6 あっせん員 (公) 森尾 成之 (労) 木佐貫 美保 (使) 濱上 剛一郎
- 7 調整事項 団体交渉促進
- 8 申請に至るまでの経過

- (1) 組合側が、令和5年3月8日の使用者側の「上部団体役員が参加する団体交渉は認められない」との発言が不当労働行為であることを指摘。
- (2) 同年3月30日、組合側の団体交渉の申し入れに対し、使用者側から上部団体役員が参加する団体交渉は拒否するとの回答がある。
- (3) 同年4月3日、組合側が、団体交渉拒否は不当労働行為にあたることを文書で示し速やかな交渉再開を求める。
- (4) 同年4月18日、使用者側から再度、団体交渉拒否の回答がある。
- (5) 同年4月28日、あっせん申請

9 申請後の経過

- (1) 令和5年4月28日、あっせん申請受付（受付時に申請者（組合）に対する事前調査を実施）。
- (2) 同年5月8日、あっせん員指名。
- (3) 同年5月17日、被申請者（使用者）に対する事前調査を実施。
- (4) 同年7月3日、第1回あっせん 次回、あっせん員から団交ルール案を提示することとした。
- (5) 同年9月1日、第2回あっせん 団交ルールを内容とするあっせん案提示。
- (6) 同年9月14日、労使双方からあっせん案受諾文書を受理。事件解決。

○ 令和5年(あ)第2号事件

- 1 通 番 553号
- 2 申請年月日 令和5年6月20日
- 3 申請者 X組合
- 4 被申請者 株式会社Y
- 5 業 種 運輸業・郵便業
- 6 あっせん員 (公) 采女 博文 (労) 片野坂 昭彦 (使) 上野 総一郎
- 7 調整事項 賃金を要求事項とする団体交渉における不誠実な対応（財務資料提出の拒否等）

8 申請に至るまでの経過

- (1) 令和4年11月8日の団体交渉で、組合が、賃金に関する要求事項として、一時金（年間5ヵ月）、モデル賃金体系の確立等を要求したのに対し、会社は、一時金は給与体系の見直しにより年間2ヵ月とし、年功序列は廃していくと回答。
- (2) 令和5年3月8日の団体交渉で、組合が、賃金に関する要求事項として、ベースアップ6%、入社時基本給18万円等を要求したのに対し、会社は上げているとのみ回答（組合が納得できる具体的な数字は示さず）。
- (3) 同年4月7日の団体交渉で、組合が、前回団体交渉と同様の内容を要求したのに対し、会社は、給与額を時点修正（引上げ）して回答（組合が納得できる回答に至らず）。
- (4) 同年5月11日の団体交渉で、組合が、賃金に関する要求事項として、モデル賃金体系の確立、一時金（年間4ヵ月）等を要求したのに対し、会社は応じられないと回答。組合は、財務資料（損益計算書・貸借対照表）の提出を求めたが、会社は応じる理由がないとして拒否。
- (5) 同年6月20日、あっせん申請

9 申請後の経過

- (1) 令和5年5月17日、申請者（組合）に対する事前調査を実施（Web）。
- (2) 同年6月20日、あっせん申請受付。
- (3) 同年6月21日、あっせん員指名。
- (4) 同年7月6日、被申請者（使用者）に対する事前調査を実施（Web）。
- (5) 同年9月5日、あっせん開催（当事者はWebにより参加）。両当事者の主張、考え方に隔たりが大きく、これ以上あっせんに継続しても歩み寄りには困難であると判断し、打ち切りを決定。

3 労働争議の実情調査

労働委員会の調整機能を十分に発揮するためには、労働争議の実情を正確に把握し、調整開始の際に適切かつ迅速に対処できるようにすることが必要である。

このため、労働争議が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、争議の内容、会社の経営状況などについて実情を調査するものである。

令和5年中の実情調査件数は3件で、全て公益事業の争議行為予告通知に伴うものであった。

第8表 令和5年実情調査一覧

番号	調査対象者	組合員数 従業員数	業種	争議事項	調査開始月日 調査終了月日	備考
1	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,760 ----- -	医療業	賃上げ及び一時 金等	2.21 ----- 6.12	争議行為予告
2	日本私鉄労働組合総連 合会	約980 ----- -	陸上旅客運送 業	賃金引上げ要求 等	3.10 ----- 3.27	争議行為予告 (中労委受付 分春闘関係)
3	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,650 ----- -	医療業	年末一時金及び 手当改善の獲得 等	10.23 ----- 11.30	争議行為予告

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知のうち、本県に係る通知は42件である(第9表)。このうち本県労委経由又は受付分は、2件である。

第9表 令和5年争議行為予告通知一覧

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
1	中労委	国鉄労働組合	東 京	2023年4月1日以降の賃金引き上げ等	2.13	2.24 以降	沖縄県を除く 全国
2	中労委	全日本建設交運一般労働組合	東 京	2023年春闘(賃金の引き上げ等)及び夏季一時金闘争	2.16	3.2 以降	鹿児島県ほか 32都道府県
3	中労委	ANA乗員組合	東 京	月例賃金の引き上げ	2.16	3.17 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
4	中労委	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	東 京	2023年4月1日以降の賃金引き上げ等	2.20	3.9 以降	沖縄県を除く 全国
5	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組合連合会	鹿児島	賃上げ, 労働条件の改善等	2.21	3.9 以降	鹿児島県
6	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2023春闘要求(賃金引き上げ等)	2.22	3.8 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
7	中労委	全日本赤十字労働組合連合会	東 京	全日赤2023春闘統一要求(賃金表の改善, 一時金要求等)	2.22	3.9 以降	鹿児島県ほか 27都道府県
8	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	2.24	3.8 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
9	中労委	全国電力関連産業労働組合総連合	東 京	2023年春季生活闘争(賃金, 賞与, 労働協約改定等)	2.27	3.10 以降	全国
10	中労委	日本航空キャビンクルーユニオン	東 京	2023年春闘要求(賃金引き上げ, 人員体制の構築等)	2.28	3.17 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
11	中労委 (愛知県労委経由)	ANAウイングス乗員組合	福 岡	安全運航等	2.28	3.17 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
12	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	3.1	3.17 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
13	中労委	日本航空乗員組合	東 京	2023年春闘要求(賃金, 乗員計画)	3.2	3.17 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
14	中労委	全日本港湾労働組合	東 京	賃金引上げ等	3.2	3.16 以降	鹿児島県ほか 34都道府県
15	中労委	情報産業労働組合連合会KDDI労働組合(KDDI(株))	東 京	2023春闘要求(賃金の改善等)	3.2	3.15 以降	鹿児島県ほか 33都道府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
16	中労委	全日本空輸乗員組合	東 京	2023年春闘要求, 「人件費に関わる 緊急対策」の還元 に関する要求	3. 2	3. 17 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
17	中労委	エヌ・ティ・ティ労 働組合	東 京	賃金改善等	3. 2	3. 13 以降	全国
18	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	賃金制度の確立・ 改善の取り組み, 65歳までの定年延 長の確立と労働諸 条件の改善等	3. 3	3. 17 以降	全国
19	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空乗員組合 が行う争議行為に 対抗	3. 3	3. 17 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
20	中労委	日本私鉄労働組合総 連合会	東 京	23春闘（賃金引き 上げ, 一時金等）	3. 6	3. 17 以降	全国
21	中労委	全国港湾労働組合連 合会	東 京	各加盟組合の賃上 げ, 産別最低賃金 の引き上げ等	3. 10	3. 24 以降	鹿児島県ほか 38都道府県
22	中労委	スカイマーク乗員組 合	東 京	組合活動に関する 要求(全9項目), 労使交渉における 法令遵守等	5. 10	5. 21 以降	鹿児島県ほか 9都道府県
23	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2023年度夏期一時 金等, 23夏闘（23 春闘を継続）に関 する要求	5. 15	6. 2 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
24	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオン が行う争議行為に 対抗	5. 22	6. 2 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
25	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	一時金の要求, 雇 用対策と労働協約 の取り組み等	5. 26	6. 9 以降	鹿児島県ほか 44都道府県
26	中労委	日本航空キャビンク ルーユニオン	東 京	2023年夏闘要求 （客室乗務員の健 康と社会的な生活 を維持できる勤 務, 安全運航を維 持・向上させるた めの対応等）	5. 26	6. 16 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
27	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビン クルーユニオンが 行う争議行為に対 抗	6. 5	6. 16 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
28	中央委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	2023年夏季一時金	6. 13	6. 27 以降	鹿児島県ほか 2 県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
29	中労委	ジェットスタークルーアソシエーション	千 葉	未払い賃金（超過勤務手当）の支払い，減額支給された通勤手当の全額払い等	8. 4	8. 17 以降	鹿児島県ほか 13道府県
30	中労委	全日本赤十字労働組合連合会	東 京	全日赤2023年度統一要求（賃金改善要求，一時金要求等）	8. 28	9. 8 以降	鹿児島県ほか 28都道府県
31	中労委	全日本建設交運一般労働組合	東 京	2023年冬季（年末）一時金	10. 12	10. 26 以降	鹿児島県ほか 32都道府県
32	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組合連合会	鹿児島	一時金，労働条件の改善等	10. 23	11. 9 以降	鹿児島県
33	中労委	全日本運輸産業労働組合連合会	東 京	年末一時金，雇用対策等	10. 24	11. 9 以降	全国
34	中労委	日本航空乗員組合	東 京	既成乗員の採用に関する要求	10. 31	11. 17 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
35	中労委	日本航空キャビンクルーユニオン	東 京	2023年年末要求（年末一時金，ベースアップ等）	11. 1	11. 17 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
36	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2023年末要求（年末一時金，各種手当等）	11. 1	11. 17 以降	鹿児島県ほか 20都道府県
37	中央委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合九州地方本部	福 岡	2023年秋年末要求（労働時間の短縮，冬季一時金等）	11. 1	11. 23 以降	鹿児島県ほか 2 県
38	中労委	全日本国立医療労働組合	東 京	賃金・労働条件の改善（2023年春闘要求及び23年度秋闘要求）	11. 6	12. 1 以降	全国
39	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	11. 6	11. 17 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
40	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	11. 6	11. 17 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
41	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	11. 6	11. 17 以降	鹿児島県ほか 20都道府県
42	中労委	日本私鉄労働組合総連合会	東 京	23秋闘労働協約闘争要求（勤務間インターバル制度の導入，60歳以降の労働条件の改善）	11. 14	11. 25 以降	全国

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの令和5年の新規申請は3件で、全て労働者からの申請である(第1表)。
 (2) あっせん事項は、経営・人事2件、その他3件である(第2表)。
 (3) 業種別は、運輸業・郵便業2件、医療・福祉1件である(第3表)。
 (4) 終結状況は、打切り3件である(第4表)。

第1表 あっせん開始事由別件数(新規申請分)

区 分 \ 年	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年
労働者申請	3		2	1	3
使用者申請					
双方申請					
計	3	0	2	1	3

第2表 あっせん事項別件数(新規申請分)

内 容 \ 年	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
経 営・人 事	解 雇	2		1		1
	配置転換, 出向・転籍					
	懲 戒 処 分					1
	退 職	1				
	そ の 他					
	計	3	0	1	0	2
賃 金 等	賃 金 未 払 い	1				
	賃 金 減 額					
	一 時 金					
	退 職 一 時 金					
	解 雇 手 当					
	そ の 他			2		
計	1	0	2	0	0	
労 働 条 件 等	0	0	0	0	0	
職 場 の 人 間 関 係	1	0	0	1	0	
そ の 他	0	0	0	1	3	
合 計	5	0	3	2	5	

(注) 申請のあった事項の全てについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業	水道業 電気・ガス・熱供給・	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 学術研究・専門・	宿泊業・飲食 サービス業	生活関連サービス 業・娯楽業	サービス業 (他に 分類されないもの)	公務	計
元年						1				1					1	3
2年																0
3年										1			1			2
4年													1			1
5年					2				1							3

第4表 あっせんの終結状況

終結態様 年	元年	2年	3年	4年	5年			
						不開始	取下げ (解決を除く)	うちあっせん 員指名前
不開始								
取下げ (解決を除く)								
うちあっせん 員指名前								
解決	案提示解決			1				
	自主解決							
	計			1				
打切り	3		2		3			
合計	3	0	2	1	3			
翌年繰越	0	0	0	0	0			

(注) ()は前年からの繰越で外書き。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名 (通番)	職 区分	業 種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
					申請日 (受理日)	終結日	
令和5年(個)第1号(87)	労	運輸業	懲戒処分が不当であったことを認め、慰謝料請求に応じること (懲戒処分) (その他)	申請者は、懲戒処分が不当であったことを認め、慰謝料請求に応じることを求めた。 被申請者は、懲戒処分とした理由を、早急に懲戒処分を行う必要があったことを主張した。あっせん員から申請者に対して事情説明や弁明の機会が与えられなかったことを指摘し、被申請者は懲戒処分の撤回、解決金の支払を承諾した。 申請者は当初の要求に固執し譲歩する意思を全く示さなかった。あっせん員は、双方の主張の隔たりが大きく継続しても解決が見込めないと判断。あっせん打ち切りとした。	申請日 (受理日)	R 4. 12. 29 R 5. 1. 4	(公)田中 (労)岡 (使)吉田
					終結日	R 5. 3. 3	
					所要日数	65	
					あっせん回数	1	
					終結区分	打ち切り	
令和5年(個)第2号(88)	労	医療・福祉	一方的な退職強要及び事実ではない噂を流されたことに対し、謝罪を求め、精神的苦痛に対する慰謝料を請求する。 (その他)	あっせん申請がなされる前に、申請者から被申請者に対し「異議申立て」の送付や労働局のあっせんを利用していたが、被申請者側がどちらとも拒否をしていたところから、あっせん応諾に向けた説得が大切であろうと考えていた。再三あっせんの応諾を求めたが、被申請者は話合いで解決するとは思えないとして不応諾の意向を変えなかったため、歩み寄りを促すことは難しいと判断。「打ち切り」により終結とすることを決定した。	申請日 (受理日)	R 5. 3. 9 R 5. 3. 9	(公)長野 (労)海蔵 (使)柳田
					終結日	R 5. 4. 26	
					所要日数	49	
					あっせん回数	0	
					終結区分	打ち切り	
令和5年(個)第3号(89)	労	運輸業	退職復帰後、突然解雇された。再就職が困難な状況にあるので、損害賠償を請求する。 (解雇) (その他)	被申請者からあっせんに応じない旨の意思表示がなされていること、また、事情聴取や当事者の話し合いの内容においても双方の主張に隔たりが大きいことから、あっせんの手続を継続しても紛争の解決が見込めないと判断。「打ち切り」により終結とすることを決定した。	申請日 (受理日)	R 5. 5. 11 R 5. 5. 11	(公)新納 (労)下町 (使)水淵
					終結日	R 5. 7. 25	
					所要日数	76	
					あっせん回数	0	
					終結区分	打ち切り	

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取下げは除く。)

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

令和5年の不当労働行為の救済申立ては1件であった。

第1表 事件取扱状況

(件数)

区分 年次	係属件数			取 下 げ				命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組合 都合	無関与 和解	関与 和解	救済	棄却	却下		
元 年	0	1	1								1
2 年	1	1	2								2
3 年	2	0	2								2
4 年	2	0	2				1				1
5 年	1	1	2								2

第2表 救済内容別申立件数

区分 年次	労 組 法 第 7 条										計
	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
元 年								1			1
2 年								1			1
3 年											0
4 年											0
5 年				1							1

(注) 1号 …… 不利益取扱
 2号 …… 団体交渉の拒否
 3号 …… 支配介入
 4号 …… 1号から3号までの旨を申し立てたことに対する不利益取扱

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	鹿 児 島 県				全 国 申立件数
	申立件数	申 立 人 別			
		組 合	個 人	組 合・個人	
元 年	1	1			245
2 年	1	1			280
3 年	0				277
4 年	0				227
5 年	1	1			

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
元 年		1	1
2 年		1	1
3 年			0
4 年			0
5 年		1	1

第5表 業種別申立件数

業種 年	建 設 業	製 造 業			情 報 通 信 業	運 輸 業・郵 便 業					卸 売 業 ・ 小 売 業	金 融 業 ・ 保 險 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	医 療 ・ 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	地 方 公 務	そ の 他	計
		食 料 品 製 造 業	印 刷 ・ 同 関 連 業	化 学 工 業		そ の 他	鉄 道 業	道 路 客 車 運 送 業	道 路 貨 物 運 送 業	水 運 業									
元 年																	1		1
2 年																	1		1
3 年																			0
4 年																			0
5 年																	1		1

第6表 平均処理日数

年次	区分	総平均	命令・決定	取下・和解
元 年				—
2 年				—
3 年				—
4 年		745	745	—
5 年				—

※ 労働組合法第27条の18の規定に基づき、「審査の期間の目標は、1年」としている。
 (平成24年7月改定)

2 審査事件

(1) 令和元年(不)第1号事件

申立年月日	令和元年8月2日		
申立人	X組合		
被申立人	Y(公務)		
申立条項	労働組合法第7条 第1号, 第2号及び第3号		
救済を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員に対する不利益取扱いを止めること ・団体交渉に速やかに応じること ・未払い賃金, 人権侵害及び職業差別について ・嘱託職員を正規職採用又は無期限雇用に転換させること ・個別の組合員への接触・恫喝を行わないこと ・事実上の解雇予告を撤回し, 雇用期間満了を理由とした雇用契約打ち切りを行わないこと 		
担当委員	審査委員長 采女委員, 審査委員 新納委員 参与委員(労働者側) 下町委員, 村屋委員(~R4.6), 木佐貫委員(R4.7~) 同 (使用者側) 濱上委員, 水淵委員		
審査状況	調査9回, 審問1回		
終結日	係属中	終結区分(処理日数)	—

(2) 令和5年(不)第1号事件

申立年月日	令和5年6月26日, 7月6日, 9月11日		
申立人	X組合		
被申立人	Y(公務)		
申立条項	労働組合法第7条 第4号		
救済を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的苦痛に対する損害賠償金 ・定年延長制度の導入等については, 所属する組合と使用者との労働協約(確認書)等の内容を優先すること 		
担当委員	審査委員長 長野委員, 審査委員 田中委員 参与委員(労働者側) 岡委員, 片野坂委員 同 (使用者側) 上野委員, 吉田委員		
審査状況	調査0回, 審問0回		
終結日	係属中	終結区分(処理日数)	—

第4節 行政訴訟事件

令和5年は、係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

令和5年は、係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概況

- (1) 令和5年は、前年からの繰越が2件、新規の組合資格審査申請が1件であった。
- (2) 新規申請分を申請理由別にみると、労働者供給事業許可申請関係が1件であった。
- (3) 処理状況については、3件（不当労働行為救済申立関係1件、法人登記関係1件、労働者供給事業許可申請関係1件）を翌年へ繰り越した。

2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
元年1	X 1 組合	9	不当労働行為救済申立	R元. 8. 2		翌年へ繰越
3年1	X 2 組合	2	法人登記	R 3. 7. 1		翌年へ繰越
5年1	X 3 組合	100	労働者供給事業許可申請	R 5. 10. 30		翌年へ繰越

3 資格審査取扱状況

区分 年次	取扱 件 数	申請理由別(新規)				終結態様別				
		法人 登記	救 済 申 立	労 働 者 供 給 事 業	許 可 申 請	労 働 者 委 員 推 薦	適 法 決 定	不 適 法 決 定	取 下 げ	打 切 り
元年	1		1							1
2年	6		3		2	2				4
3年	5	1								5
4年	7				2	5				2
5年	3			1						3

第7節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示について、令和5年は、申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組（令和5年度）

平成21年11月に全国労働委員会連絡協議会に「労働委員会活性化のための検討委員会」が設置され、平成22年から24年に第1次～第3次の報告書が出された。また、令和3年11月に「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」が設置され、令和5年10月に最終報告として取りまとめがなされた。

これらを踏まえて、本県労働委員会では、委員による「労使間のトラブルに関する相談会」（定期・周知月間等）や「出前講座」などを開催するとともに、労働委員会制度の周知広報、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修等にも取り組んでいる。

また、迅速・的確な審査手続を行うため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、迅速な解決に努めている。

令和5年度における主な取組は、以下のとおりである。

I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

(1) 定期相談会

毎月第4火曜日(原則)の午後2時30分から5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。(継続)

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
4月25日(火)	1件(1)	8月22日(火)	2件(2)	12月19日(火)	3件(1)
5月23日(火)	1件(1)	9月26日(火)	1件(1)	1月23日(火)	3件(1)
6月27日(火)	0件(0)	10月24日(火)	1件(0)	2月27日(火)	1件(0)
7月25日(火)	1件(1)	11月28日(火)	1件(0)	3月26日(火)	3件(2)
※ () 書きは電話相談で内書き。				合 計	18件(10)

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)における相談会

定期相談会(10月24日)のほか、合同相談会と休日相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。(継続)

なお、合同相談会(10月3日)は、労働局、県社会保険労務士会及び県雇用労政課と合同で県庁で開催した。

日 時	場 所	相談件数
10月3日(火)10:00～16:00	県庁労働委員会	3件(2件)
10月15日(日)10:00～16:00	県庁労働委員会	1件(1件)
10月24日(火)14:30～17:00	県庁労働委員会	※ 定期相談会参照

※ () 書きは電話相談で内書き。

(3) 周知月間以外の休日相談会

県庁労働委員会において休日相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。(継続)

日時：8月27日(日)10:00～16:00 相談件数：3件(うち電話相談0件)

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・令和5年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	8	10	16	8	5	16	7	6	6	12	7	10	111
委員相談会 (うち電話相談)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	5 (2)	1 (1)	5 (3)	1 (0)	3 (1)	3 (1)	1 (0)	3 (2)	25 (13)
累計	9	20	36	45	55	72	84	91	100	115	123	136	136

・相談内容別件数 (令和6年3月31日現在)

相談内容	年 度						計
	元	2	3	4	5		
経営又は人事	38	51	31	29	28	177	
賃金等	23	16	21	21	22	103	
労働条件等	26	14	23	23	20	106	
職場の人間関係	38	22	37	39	41	177	
その他	7	14	32	24	25	102	
合計	132	117	144	136	136	665	
うち委員による相談会	23	16	24	14	25	102	

※ 相談内容は主なもので計上

※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経営又は人事	解雇，配置転換・出向・転籍，復職，懲戒処分，退職，勤務延長・再雇用，その他経営又は人事
賃金等	賃金未払，賃金増額，賃金減額，一時金，退職一時金，解雇手当，休業手当，諸手当，その他賃金，年金
労働条件等	労働契約，労働時間，休日・休暇，年次有給休暇，育児休業・介護休業，時間外労働，安全・衛生，福利厚生制度，社会保険，労働保険，その他の労働条件等
職場の人間関係	セクハラ，パワハラ・嫌がらせ
その他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを関係機関・労使団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

また，労使団体等の会員への相談会チラシ配布や，大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

◇ 個別あっせん制度PRポスター



◇ 個別あっせん制度PRカード

(表面)



(裏面)



【ホームページ及び携帯電話サイト】

(3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実

ホームページ及びスマホ・携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。(継続)

なお、スマホ・携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報の充実を図った。(継続)

(4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会開催情報の掲載

鹿児島労働局、鹿児島産業保健総合支援センター、連合鹿児島、法テラス鹿児島及び市町のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会開催情報が掲載された。(継続)

【マスコミ】

(5) 定期相談会、周知月間中の合同相談会や休日相談会については、テレビ局、ラジオ局、新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。(継続)

【県広報媒体】

(6) 県広報媒体による広報

個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。令和5年5月、6月、11月、6年3月には、「新聞インフォメーション」に「労使間のトラブルに関する相談会」、「職場のトラブルを解決！あっせん制度」について掲載した。(継続)

3年度の県広報公式ツイッターとフェイスブックの運用見直しに伴い、5年度も県庁LINEに定期相談会等の情報を掲載した。(継続)

【関係機関等】

(7) 労使団体・関係機関等との連携

関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼すると

ともに、労働局やハローワーク、労使団体等に労使紛争に関する相談の当労委への紹介を依頼した。県弁護士会に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、会員に対する労働委員会制度等の周知及び相談者への当労委の紹介を依頼した。(継続)

また、合同相談会(10月3日)の開催に際しては、鹿児島市等に広報を依頼するとともに、労働局、社会保険労務士会及び県雇用労政課と連携して合同で相談に対応した。(継続)

令和5年度の新規の取組として、鹿児島県精神科病院協会を通して、精神科病院50か所にリーフレットを配布した。(新規)

(8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンにより市町村広報誌掲載用の原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に労働委員会制度の概要や相談会開催情報の掲載を依頼した。(継続)

3 委員による出前講座

労使紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図るため、労働者委員や使用者委員が労使団体の会合等の場で、公益委員が大学、高校において、労働委員会制度等についてPRを行った。(継続)

	実施日及び時間	場 所	団体名・対象者	参加者数	講 師 名
公 益 委 員	令和5年4月19日(水) 16:10~17:40	鹿児島大学	鹿児島大学 法文学部	82人	采女 博文 会長
	同 年11月17日(金) 14:30~16:00	鹿児島大学	鹿児島大学 法文学部	152人	森尾 成之 委員
	令和6年2月19日(月) 10:05~10:55	隼人工業高校	3年生	130人	長野 信弘 委員
労働者 委 員	令和6年3月9日(土) 14:00~14:30	労働者福祉会館	私鉄鹿児島県連公共 交通キャンペーン実行委員会	16人	岡 良二 委員
	同 年3月19日(火) 14:00~14:30	労働者福祉会館	連合鹿児島 執行委員会	30人	片野坂昭彦委員
使用者 委 員	令和5年9月5日(火) 14:25~14:55	鹿児島 サンロイヤルホテル	鹿児島県社会福祉 協議会「セミナー」	170人	濱上剛一郎委員
	令和6年2月29日(木) 13:30~13:50	宝山ホール	鹿児島県経営者 協会「法律セミナー」	41人	濱上剛一郎委員

(1) 公益委員による出前講座



鹿児島大学
(R5. 4. 19)



鹿児島大学
(R5. 11. 17)



隼人工業高校
(R6. 2. 19)

(2) 労働者委員による出前講座



私鉄鹿児島県連
(R6. 3. 9)



連合鹿児島
(R6. 3. 19)

(3) 使用者委員による出前講座



県社会福祉協議会
(R5. 9. 5)



県経営者協会
(R6. 2. 29)

Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

原則として、毎月1回、定例総会日に労働問題研究会を開催し、委員が出席する会議における議題の検討をはじめ、外部講師を招いた講演会、鹿児島労働局との意見交換会、委員から提供された話題に関連した事例研修などを行った。

また、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加した。

事務局職員については、「個別労働関係紛争等に係る勉強会」を実施したほか、全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（全基連）等に参加し、紛争解決に必要な資質の維持向上に努めた。

○ 労働問題研究会の実施状況

開催年月日	講師	内 容
4月11日	事務局職員	・九州労働委員会会長会議 議題検討
5月9日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題検討
6月13日	事務局職員	・事例研修（地方団体の企業職員の組合活動に係る地方公務員法等の適用関係）
7月11日	総務事務センター職員	・メンタル不調の相談者に対する相談対応
9月12日	事務局職員	・九州労働委員会公益委員連絡会議 議題検討
10月10日	事務局職員	・全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討
11月14日	事務局職員	・事例研修（あっせん事件における申請者意見の検討）
12月5日	事務局職員	・事例研修（Uber Japan事件（東京都労委命令））
令和6年 1月9日	鹿児島労働局職員	・鹿児島労働局との意見交換会
2月13日	佐賀県労働委員会 公益委員 早川智津子	・講演 「外国人労働政策の現状と課題」



労働問題研究会特別講演会（R6.2.13）

○ 「個別労働関係紛争等に係る勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
5月25日	事例検討（九労委・事例集）	10月26日	事務局の役割（裁判所書記官との比較）
7月27日	労働者性	11月30日	労働法Q & A②
8月29日	労働委員会について	12月26日	労働法Q & A③
9月28日	労働法Q & A①	2月27日	労働法Q & A④

Ⅲ 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策

1 不当労働行為審査事件に係る審査期間の目標

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については、平成24年6月12日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1年6月を1年（団交拒否のみの事案については10月）に改め、平成24年7月1日から適用している。

2 不当労働行為の審査の実施状況及び目標の達成状況

令和元年度に新規申立てがあり令和5年度に終結した1件の処理日数は、1,704日である。

令和5年度に新規申立てがあり同年度に終結した1件の処理日数は、280日である。